

2016 年日本政府年次報告
「家族的責任を有する男女労働者の機会及び
待遇の均等に関する条約」 (第 156 号)
(2011 年 6 月 1 日～2016 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

- 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) (別紙 1)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号)
(以下「女性活躍推進法」という。) (別紙 2)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令 (平成 27 年政令第 318 号) (別紙 3)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則 (平成 27 年内閣府令第 51 号) (別紙 4)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 (平成 27 年内閣府令第 61 号) (別紙 5)
- 事業主行動計画策定指針 (平成 27 年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第 1 号) (別紙 6)
- 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) (別紙 7)
- 船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則 (平成 13 年運輸省令第 36 号) (別紙 8)
を追加する。

1997・1999 年報告中、

「裁判所職員に関する臨時措置規則 (昭和 27 年最高裁判所規則第 1 号)」

を

「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則 (平成 28 年最高裁判所規則第 3 号) (別紙 9)

に改める。

2006 年報告中の

「障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号)」

を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)」 (以下「障害者総合支援法」という。)」

と改める。

2011 年報告中の、

「行動計画策定指針 (平成 21 年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)」

を

「行動計画策定指針 (平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)」

に改める。

2. 質問Ⅱについて

〔第1条〕

2011年の報告1中、

「国家公務員及び地方公務員については、育児休業の措置の対象は、「1歳に満たない子」を「3歳に満たない子」に、勤務時間短縮等の措置の対象は「3歳に達するまでの子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。（国家公務員育児休業法第3条、第12条、第26条、地方公務員育児休業法第2条、第10条、第19条、国会職員育児休業法第3条、第12条及び第20条）」

を

「国家公務員及び地方公務員については、育児休業の対象は「3歳に満たない子（常時勤務することを要しない職員にあっては1歳6ヶ月に満たない子）」を養育する職員、育児短時間勤務の措置の対象は「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する職員（常時勤務することを要しない職員を除く。）、育児時間の措置の対象は「小学校就学の始期に達するまでの子（常時勤務することを要しない職員にあっては3歳に満たない子）」を養育する職員としている。（国家公務員育児休業法第3条、第12条、第26条、地方公務員育児休業法第2条、第10条、第19条、国会職員育児休業法第3条、第12条及び第20条）」

に改める。

2011年報告中の、

「また、所定労働時間の短縮の措置、所定外労働時間の免除の対象は、「3歳に達するまでの子」を養育する労働者としている（育児・介護休業法第23条、第16条の8）。これらが本条約で規定する「被扶養者である子」に該当する。」

の後に、

「なお、これらの育児に関する制度については、従来、労働者と法律上の親子関係がある子に限られていたが、2016年の育児・介護休業法改正により、特別養子縁組の監護期間にある者や養子縁組里親に委託されている者等も新たに対象に含まれることとなった（2017年1月1日施行）。」

を追記する。

〔第2条〕

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

〔第3条〕

前回までの報告中、

「2000年12月には、政府は、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定した。本計画は、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」も男女共同参画社会の実現に向けた重点目標の1つとして掲げ、2010年までを見通した長期的な施策の方向性及び2005年度末までに実施する具体的な施策を盛り込んだ。」

の下に

「本計画はこれまで5年に一度の頻度で改訂されており、今般4次計画が策定された。」

を

「2010年6月に開催されたトップ会議において政労使トップ同意のもと、新たな「憲章」・「行動指針」が策定された。」

の下に

「また、最近の社会経済情勢や「『日本再興戦略』改訂2015」等を踏まえ、「行動指針」の2020年の目標値が一部改正された。」

を

「さらに、人事院は、2011年1月14日に「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を改定し、各府省に発出した。各府省は、同指針に基づき、現状の把握・分析を行い、府省及び部局等の適切な区分について、平成27年度(2015年度)までの目標・目標達成に向けての具体的取組等を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定することとなっている。」

の下に

「また、国家公務員については、2014年10月17日に各府省等の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、女性職員活躍とワークライフバランス推進に関し、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を策定した。各府省は、同指針に基づき、女性採用・登用に関する目標数値や具体的な取組内容を盛り込んだそれぞれの取組計画を策定した。加えて2015年8月には女性活躍推進法が成立し、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主（民間企業等）は、女性の採用・登用等の状況を自ら把握し、課題を分析した上で、その結果を踏まえ、数値目標の設定を含めた行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表すること等が義務付けられた。」

を追記する。

〔第4条（a）〕

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

〔第4条（b）〕

2011年の報告1中、

「同様に、育児・介護休業法により、事業主は要介護状態にある対象家族を介護する労働者からの申出により対象家族1人につき、要介護状態にある家族ごとに1回通算して93日まで介護休業の付与が義務付けられていることに加え（同法第12条第1項）、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④労働者の介護サービス利用費用の助成その他これに準ずる制度、のいずれかの措置を介護休業をした日数と合わせて少なくとも93日間は講じなければならないこととしている（同法第23条第3項）。」

を

「また、2016年の育児・介護休業法改正により、事業主は要介護状態にある対象家族を介護する労働者からの申出により対象家族1人につき、通算して93日の範囲内で3回までの介護休業の付与が義務付けられたことに加え（同法第11条第2項）、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④労働者の介護サービス利用費用の助成その他これに準ずる制度、のいずれかの措置を、利用した日から起算して少なくとも3年間は講じなければならないこととした（同法第23条第3項（2017年1月1日施行））。」

に

「育児・介護休業法により、事業主は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者や、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合においては、制限時間（1月について24時間、1年について150時間）を超えて時間外労働をさせてはならず（同法第17条、第18条）、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはならないこととしている（同法第19条、第20条）。」

を

「育児・介護休業法により、事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合に所定外労働をさせてはならないこと（同法第16条の8）、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合に深夜（午後10時から午前5時まで）（同法第19条）又は制限時間（1月について24時間、1年について150時間）を超えて時間外労働をさせてはならないこと（同法第17条）とされており、これらの規定は要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用されている（第16条の9（第16条の9により所定外労働の制限を準用する改正法は、2017年1月1日施行）、第18条、第20条）。」

に改める。

「また、育児・介護休業法により、国は、対象労働者等の福祉の増進を図るため、対象労働者等の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができることとしており（同法第30条）、この規定に基づき、国においては、一定の要件を満たす企業において、育児休業取得者が初めて出た事業主に対する助成措置（雇用保険法施行規則附則第17条の3）、労働者の就業を支援するための事業所内託児施設の設置・運営に対する助成措置（同則第117条）、労働者の育児・介護サービス利用に要する費用を援助する事業主に対する助成措置、子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し利用者が生じた事業主に対する助成措置、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対する助成措置（以上、同則第116条及び育児・介護休業法施行規則第38条）、及び育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施する事業主に対する助成措置（同則第139条及び育児・介護休業法施行規則第38条）を講じている。」

を

「また、育児・介護休業法により、国は、対象労働者等の福祉の増進を図るため、対象労働者等の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措

置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができることとしており（同法第 30 条）、この規定に基づき、国においては、一定の要件を満たす企業において、労働者の就業を支援するための事業所内保育施設の設置・運営に対する助成措置、男性労働者の育児休業取得を推進し新たに取得者が生じた事業主に対する助成措置、仕事と介護の両立の推進に関する取組を行った事業主に対する助成措置、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対する助成措置、及び育児休業の円滑な取得及び職場復帰のためのプランを策定・実施する事業主に対する助成措置（以上、雇用保険法施行規則第 116 条）を講じている。」

に

「次世代育成支援対策推進法により、従業員が 101 人以上の事業主は、従業員の仕事と育児との両立を図りやすい雇用環境の整備等に関する行動計画を策定し、その旨を届け出ること、行動計画の公表と従業員への周知を義務づけられている（100 人以下は努力義務）（同法第 12 条）。」

を

「次世代育成支援対策推進法により、従業員 101 人以上の事業主は、従業員の仕事と育児との両立を図りやすい雇用環境の整備等に関する行動計画を策定し、その旨を届け出ること及び当該行動計画の公表と従業員への周知を義務づけられている（100 人以下は努力義務）（同法第 12 条）。また、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができる（同法第 13 条、第 15 条の 2）。」

に改め、

「放課後児童クラブの英訳を「after school clubs」から

「after-schoolchildren's clubs」に改め、

また、

「また、事業主は、育児等退職者について必要に応じ再雇用特別措置その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならないこととしている（同法第 27 条）。」

の次に、

「船員に対しても、海上労働の特殊性により一部適用ができないものを除き、育児・介護休業法に基づき同様の措置をとっている。（同法第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 16 条の 5、第 16 条の 6、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条第 1 項、第 26 条、第 27 条）」

を

「労働基準法は、年次有給休暇の算定に当たり…これら規定は労働基準監督署において十分な指導が行われている」

の次に、

「船員法は、年次有給休暇の算定に当たり、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業をした期間、第 2 条第 2 号に規定する介護休業をした期間及び女子の船員が船員法第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によって勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一事業に属する船舶に

において勤務に従事した期間とみなすこととしている。（同法第74条）」
を加える。

前回までの報告2中、

「公務部門についても、職員は一歳未満の子を養育するために育児休業を行うことができる。

を

「公務部門についても、職員は1歳未満の子を養育するために育児休業を行うことができることとされた。

に

「勤務時間法第20条の介護休暇の適用を受ける一般職の国家公務員及び育児・介護休業法第61条第7項の適用を受ける地方公務員等については、各共済組合から民間と同様の内容の介護休業手当金が支給される。（国家公務員共済組合法第68条の3、地方公務員等共済組合法第70条の3）。」

の下に

「国家公務員の育児休業等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に拡充することとした（2002年4月1日から施行）。」

を

「また、早出遅出勤務を請求するための要件を緩和し、子の預け先の施設を放課後児童クラブに加え、放課後子供教室、ファミリー・サポート・センター又は児童デイサービス事業若しくは日中一時支援事業を行う施設にも広げるとともに、これらの事業を利用する小学生の子を見送る職員についても早出遅出勤務を利用できることを措置した（2011年4月1日から施行）。」

の下に

「勤務時間法の改正により、一般職の国家公務員について、原則として全ての職員をフレックスタイム制の対象とするとともに、育児や介護を行う職員についてはより柔軟な勤務形態となる仕組みとした（2016年4月1日から施行）。また、一般職の地方公務員、国会職員については、原則として全ての職員をフレックスタイム制の対象とするとともに、育児や介護を行う職員についてはより柔軟な勤務形態となるよう職員の勤務時間・休暇等条例（案）、国会職員勤務時間規程の改正（国会職員勤務時間規程第4条第3項、第4項）により一般職の国家公務員と同様の措置を講じた。

さらに、国家公務員については、人事院規則9—40の改正により、育児休業の承認に係る期間が1か月以下の育児休業をした職員について、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間から当該育児休業期間を除算しないように措置した（期末手当は2011年11月、勤勉手当は2016年4月から施行）。」

を加える。

前回までの報告3中

「勤務時間法第 20 条の介護休暇の適用を受ける一般職の国家公務員及び地方公務員等については、各共済組合から民間と同様の内容の介護休業手当金が支給される。（国家公務員共済組合法第 68 条の 3、地方公務員等共済組合法第 70 条の 3）。

を

勤務時間法第 20 条の介護休暇を取得している一般職の国家公務員及び地方公務員等については、各共済組合から民間と同様の内容の介護休業手当金が支給される。（国家公務員共済組合法第 68 条の 3、地方公務員等共済組合法第 70 条の 3）、

に改める。

〔第 5 条〕

2011 年報告 1 中の、

「（ア）ファミリー・サポート・センター事業

急な残業の際など、既存の体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズ等に対応するため、地域における育児や介護に関する相互援助活動を組織化する事業（児童福祉法第 21 条の 9）。

〔637 か所（2011 年 3 月 31 日現在）〕」

を

「（ア）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

急な残業の際など、既存の体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズ等に対応するため、地域における育児や介護に関する相互援助活動を組織化する事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項）。

〔769 か所（2015 年 3 月 31 日現在）〕」

に

「（ア）保育サービスの充実について

「保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、2002 年 4 月からの「待機児童ゼロ作戦」等に基づき、保育所の受入れ人数を上げる等の取組みを進めてきた。さらに、2010 年 1 月に策定した「子ども・子育てビジョン」においては、保育サービスの定員を 2009 年度の 215 万人から 2014 年度に 241 万人とする目標を掲げ、待機児童解消に向けた取組みを進めている。

また、2006 年 10 月からは、小学校就学前の子どもやその保護者の教育・保育ニーズが年々多様化していることなどを踏まえ、小学校就学前の子どもに対する教育・保育と地域の子育て支援を総合的に提供する機能を有する施設を都道府県知事が「認定こども園」として認定する認定こども園制度が始まった。

〔保育所数 23,068 か所（2010 年 4 月 1 日現在）〕

〔入所児童数 2,080,114 人（2010 年 4 月 1 日現在）〕

〔認定こども園数 762 か所（2011 年 4 月 1 日現在）〕」

を

「(ア) 保育サービスの充実について

「保育所等への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、2013 年 4 月に発表した「待機児童解消加速化プラン」等に基づき、保育の受け皿の拡大を進めてきた。さらに、2015 年 11 月に策定した「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、2017 年度末までの保育の受け皿拡大の目標を 40 万人から 50 万人に上積みしたところであり、待機児童解消に向けた取り組みを引き続き進めている。

また、小学校就学前の子どもやその保護者の教育・保育ニーズが年々多様化していることなどを踏まえ、2015 年 4 月から施行した「子ども・子育て支援新制度」においては、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を総合的に提供する「認定こども園」制度を改善するとともに、小規模保育事業等に対する地域型保育給付を創設するなどした。

〔保育所等数 25,464 か所 (2015 年 4 月 1 日現在)〕

〔入所児童数 2,474,554 人 (2015 年 4 月 1 日現在)〕

〔認定こども園数 2,836 か所 (2015 年 4 月 1 日現在)〕

に

「(イ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全に育成することを目的とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を児童福祉法に規定しており、就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。

具体的には対象児童（小学校 1～3 年生）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、2017 年度には 40%に達すると見込まれており、2014 年度までに 32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしている。

〔放課後児童クラブ 19,946 か所 (2010 年 5 月 1 日現在)〕

を

「(イ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全に育成することを目的とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を児童福祉法に規定しており、2014 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを利用したい人が必要な支援を受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。

具体的には、2014 年度から 2019 年度末までに約 30 万人分の追加的な受

け皿の整備をし、計約122万人分の受け皿を確保することを目指している。
放課後児童健全育成事業については、2015年4月から対象児童を小学生までとし、受入児童数の拡大を図るとともに、設備運営基準及び運営指針を策定し、一定水準以上の質の確保を図っている。

〔放課後児童クラブ 22,608 か所 (2015年5月1日現在)〕

に

「〔児童家庭支援センター 80 か所 (2010年10月1日現在)〕

を

「〔児童家庭支援センター 109 か所 (2015年10月1日現在)〕

に

「(エ) 母子家庭施策の見直し

a. 母子生活支援施設の機能強化など、母子家庭の自立支援策を強化することとした。

〔母子生活支援施設 272 か所 (2010年3月31日現在)〕

を

「(エ) 母子家庭施策の充実

a. 児童扶養手当の機能の拡充など、母子家庭の自立支援策を強化することとした。

〔児童扶養手当の第2子加算額を月額5千円から月額最大1万円に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円に増額 (2016年5月31日現在)〕

に改める。

2011年報告2中

「(1) 訪問介護

居宅要介護者に対し、その者の居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う事業（介護保険法第8条第2項）。

〔訪問介護職員 396,126 人 (2009年10月1日現在)〕

(2) 通所介護

居宅要介護者に対し、施設等に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う事業（介護保険法第8条第3項）。

〔539,606 人分 (2009年10月1日現在)〕

(3) 短期入所生活介護

居宅要介護者に対し、施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業（介護保険法第8条第9項）。

〔97,718 人分 (2009年10月1日現在)〕

(4) 介護老人福祉施設

入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施

設（介護保険法第8条第24項）。

〔414,668人分（2009年10月1日現在）〕

また、新たな課題に適切に対応しつつ、引き続き国民生活の安心を支えることができるよう、本国会に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を提出したところであり、主要な改正部分については、2012年4月より施行する予定。」

を

「（１）訪問介護

居宅要介護者に対し、その者の居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う事業（介護保険法第8条第2項）。

〔訪問介護職員 463,896人（2014年10月1日現在）〕

（２）通所介護

居宅要介護者に対し、施設等に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業（介護保険法第8条第7項）。

〔801,751人分（2014年10月1日現在）〕

（３）短期入所生活介護

居宅要介護者に対し、施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業（介護保険法第8条第9項）。

〔130,038人分（2014年10月1日現在）〕

（４）介護老人福祉施設

入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設（介護保険法第8条第27項）。

〔493,032人分（2014年10月1日現在）〕

に改める。

2011年報告3中、

「我が国においては、2006年10月から障害者自立支援法が全面施行され、障害者の介護支援として様々な障害福祉サービスが提供されている。主なサービスは以下のとおり。また、現在、障害者自立支援法に代わる新たな総合的な福祉法制について検討が進められているところである。」

（１）居宅介護

障害者等に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。（障害者自立支援法第5条第2項）

〔116,463人（2011年1月実績）〕

（２）生活介護

常時介護を要する障害者に対し、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事等の介護、創作的活動又は生産活動の

機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う。（障害者自立支援法第5条第6項）

〔140,295人（2011年1月実績）〕

（3）児童デイサービス

障害児に対し、知的障害児施設、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。（障害者自立支援法第5条第7項）

〔59,690人（2011年1月実績）〕

（4）短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事等の介護その他の必要な支援を行う。（障害者自立支援法第5条第8項）

〔25,677人（2011年1月実績）〕

（5）施設入所支援

施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。（障害者自立支援法第5条第11項）

〔69,920人（2011年1月実績）〕

（6）旧身体障害者更生援護施設

身体障害者のための福祉施設としては、常時介護が必要な身体障害者を入所させて治療及び養護を行う身体障害者療護施設（身体障害者福祉法第30条第1項）、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う身体障害者更生施設（身体障害者福祉法第29条第1項）等がある。

障害者自立支援法の施行により、従来の身体障害者施設は、平成23年度末までの間、経過措置として運営することが可能とされている。

〔旧身体障害者療護施設 292 か所（2009年10月1日現在）〕

〔旧身体障害者更生施設 51 か所（2009年10月1日現在）〕

（7）旧知的障害者援護施設

知的障害者のための福祉施設としては、知的障害者を入所させて、保護するとともに、更生に必要な指導及び訓練を行う知的障害者更生施設（知的障害者福祉法第21条の6第1項）等がある。

障害者自立支援法の施行により、従来の知的障害者施設は、平成23年度末までの間、経過措置として運営することが可能とされている。

〔旧知的障害者更生施設（入所・通所） 1,286 か所
（2009年10月1日現在）〕

（8）障害児のための福祉施設

障害児のための福祉施設としては、知的障害児を入所させて保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする知的障害児施設（児童福祉法第42条第1項）、肢体不自由児を治療するとともに独立自活に必要な知

識技能を与えることを目的とする肢体不自由児施設(児童福祉法第43条の3第1項)、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活上の指導をすることを目的とする重症心身障害児施設(児童福祉法第43条の4第1項)等がある。

〔知的障害児施設 239 か所(2009年10月1日現在)〕

〔肢体不自由児施設 56 か所(2009年10月1日現在)〕

〔重症心身障害児施設 118 か所(2009年10月1日現在)〕

を

「3 我が国においては、2013年4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の介護支援として様々な障害福祉サービスが提供されている。主なサービスは以下のとおり。

(1) 居宅介護

障害者等に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。(障害者総合支援法第5条第2項)

〔162,892 人(2016年3月実績)〕

(2) 生活介護

常時介護を要する障害者に対し、主として昼間において、障害者支援施設等において入浴、排せつ又は食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。(障害者総合支援法第5条第7項)

〔266,446 人(2016年3月実績)〕

(3) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事等の介護その他の必要な支援を行う。(障害者総合支援法第5条第8項)

〔46,086 人(2016年3月実績)〕

(4) 施設入所支援

施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。(障害者総合支援法第5条第10項)

〔131,565 人(2016年3月実績)〕

(5) 児童発達支援

障害児に対し、児童発達支援センター等において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。(児童福祉法第6条の2の2第2項)

〔83,678 人(2016年3月実績)〕

(6) 放課後等デイサービス

就学中の障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(7) 障害児入所支援

障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う。(児童福祉法第7条第2項)

[3,849人(2016年3月実績)]

に改める。

[第6条]

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

[第7条]

2011年報告1中の

「また、育児・介護休業法により、国は、対象労働者等の福祉の増進を図るため、対象労働者等の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができることとしており(同法第30条)、この規定に基づき、国においては、一定の要件を満たす企業において、育児休業取得者が初めて出た事業主に対する助成措置(雇用保険法施行規則附則第17条の3)、労働者の就業を支援するための事業所内託児施設の設置・運営に対する助成措置(同則117条)、労働者の育児・介護サービス利用に要する費用を援助する事業主に対する助成措置、子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し利用者が生じた事業主に対する助成措置、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対する助成措置(以上、同則第116条及び育児・介護休業法施行規則第38条)、及び育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施する事業主に対する助成措置(同則第139条及び育児・介護休業法施行規則第38条)を講じている。」

を

「また、育児・介護休業法により、国は、対象労働者等の福祉の増進を図るため、対象労働者等の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができることとしており(同法第30条)、この規定に基づき、国においては、一定の要件を満たす企業において、労働者の就業を支援するための事業所内保育施設の設置・運営に対する助成措置、男性労働者の育児休業取得を推進し新たに取得者が生じた事業主に対する助成措置、仕事と介護の両立の推進に関する取組を行った事業主に対する助成措置、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対する助成措置、及び育児休業の円滑な取得及び職場復帰のためのプランを策定・実施する事業主に対する助成措置(以

上、雇用保険法施行規則第116条）を講じている。」

に

「衆議院では、「衆議院事務局特定事業主行動計画」において、「管理職者及び庶務担当者等は、育児休業中の職員が業務から長期にわたって離れることにより、不安や孤独が生じやすいことから、電話やメール等による円滑な連絡体制を構築すること等により、育児休業からの円滑な職場復帰が行われるよう支援に努める」と定めている。参議院では、「参議院特定事業主行動計画」において、人事課が各課室の庶務担当者及び仕事・子育て両立サポーターを通じて、育児休業取得者の復職時における不安を解消するために、復職時に必要な手続等様々な情報の提供に努めるほか、復帰後の職員の仕事や勤務環境に対する意見を聴取し、その後の人事施策等に反映するよう努めることを定めている。また、国立国会図書館では、「次世代育成支援のための国立国会図書館行動計画」において、「業務管理者の責任において、育児休業中の職員が円滑な職場復帰ができるよう職務に関連する情報を定期的に提供する。また、必要に応じ、職務復帰直後に休業期間中における業務のフォローアップのための研修を行う。」と定めている。」

を

「国会職員についても、特定事業主行動計画において、ほぼ同じ内容を規定している。」

に

「また、国・都道府県等は、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター等の公共職業能力開発施設を全国に設置（1997年度344校）して、多様なニーズに対応した職業訓練を実施している。

特に、都市部及び都市周辺部の職業能力開発促進センター並びに職業能力開発校においてパート就労を希望する者に対して短期課程の普通職業訓練を実施しているほか、出産等で一時的・中期的に離職していた者を始め、再就職を希望する者に対して、短期課程の普通職業訓練を実施している。」

を

「また、国・都道府県等は、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター等の公共職業能力開発施設を全国に設置して、多様なニーズに対応した職業訓練を実施している。」

に改める。

〔第8条〕

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

〔第11条〕

1997・99年報告2中、

「公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項等を審議する中央職業安定審議会、地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者、公益を代表する者、各々同数の委員で組織しており、使用者団体及び労働者団体の参加を確保している（職業安定法第12条第

6項)。」

を

「公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項等を審議する労働政策審議会及び地方労働審議会は、労働者を代表する者、使用者を代表する者、公益を代表する者、各々同数の委員で組織しており、使用者団体及び労働者団体の参加を確保している（厚生労働省設置法第9条、厚生労働省組織令第156条の2、労働政策審議会令第3条及び地方労働審議会令第3条）。」
に改める。

[2012 年条約勧告適用専門家委員会オブザベーション]

(1) 第3条 法の改正

2014 年度雇用均等基本調査によると、育児休業取得率（分母：調査前年度 1 年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した数）、分子：出産者のうち調査時点までに育児休業を開始した者（開始の申し出をしている者を含む）の数）は男性 2.30%、女性 86.6%（2013 年度は、男性 2.03%、女性 83.0%）となっている。子の看護休暇取得者割合割合（分母：小学校就学前までの子を持つ労働者数、分子：子の看護休暇取得者数）は、男性 5.2%、女性 25.3%となっている。

2012 年就業構造基本調査によると、介護休業取得率（分母：介護をしている雇用者、分子：介護休業制度の利用者）は、女性 2.9%、男性 3.5%となっている。介護休暇取得率（分母：介護をしている雇用者、分子：介護休暇制度の利用者）は、女性 2.2%、男性 2.5%となっている。

一般職の国家公務員（常勤職員）の育児休業については、2014 年度に新たに育児休業をした一般職国家公務員の常勤職員は 2,489 人（男性 392 人、女性 2,097 人）であり、2013 年度に介護休暇を取得した一般職国家公務員の常勤職員は 134 人（男性 55 人、女性 79 人）であった。

一般職の地方公務員（常勤職員）について、2014 年度に新たに育児休業を取得した職員は、39,111 人（男性 1,214 人、女性 37,897 人）であり、2014 年度に介護休暇を取得した一般職の地方公務員（常勤職員）は 3,029 人（男性 766 人、女性 2,263 人）であった。

なお、家族的責任を有する労働者の労働時間及び休憩に関する男女別の統計はない。

(2) 第2条 すべての経済活動及び労働者への適用

育児・介護休業法で定める第56条において、育児・介護休業法の施行に関し、事業主に対して、報告を求め、必要に応じて指導・勧告を行い、法違反の是正を図っているところ。2014 年度、期間雇用者の休業に係る事案について指導を行った件数は2件あり、その全てが是正されたところである。

また、期間雇用者向けの育児休業に関する広報資料や、労働者と事業主との間での育児・介護休業法に関するトラブル解決のための援助についての広報資料を作成・配布し、周知を図っているところである。

一般職の国家公務員について、育児休業及び介護休暇の利用可能性の認識を高める手段としては、非常勤職員向けの制度説明用リーフレットを作成している。一般職の国家公務員（非常勤職員）の育児休業については、2014 年度に新たに育児休業をした一般職国家公務員の非常勤職員は 193 人（男性 7 人、女性 186 人）であった。なお、請求の件数については把握していないが、法律上、任命権者は、育児休業の請求があったときは、請求をした者の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、承認しなければならないとされている。（国家公務員育児休業法第 3 条第 3 項）

また、2012 年度に介護休暇を取得した一般職国家公務員の非常勤職員は 25 人（男性 1 人、女性 24 人）であった。なお、請求の件数については把握していないが、人事院規則上、各省各庁の長は、介護休暇の請求について、要件に該当すると認めるときは承認しなければならないこととされており、請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてのみこの限りでないとしている。（人事院規則 15—15 第 4 条、人事院規則 15—14 第 26 条）

地方公共団体の非常勤職員について「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（平成 26 年 7 月 4 日総務省自治行政局公務員部長通知）等により、育児休業や介護休業等の制度の周知・普及を図っている。

（３）第 4 条 遠隔地への転勤

民間部門においては、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」において、事業主に対し、労働者の子の養育又は家族の介護の状況を把握すること、労働者本人の移行を斟酌すること、配置の変更を行う場合、子の養育又は家族の介護の代替手段の有無の確認を行うこと等の配慮をしなければならないと示しているところである。

また、育児・介護休業法第 52 条の 4 において、都道府県労働局長は労働者と事業主との間の紛争に関し、当事者からその解決について援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告をすることができるとされている。2014 年度には、転勤に関する紛争解決援助の申立が 10 件受理されたところである。

また、民間部門及び公共部門において、性別ごとの転勤慣行に関する調査、統計はない。

（４）労働時間の短縮

労働基準監督機関において、長時間労働の抑制を含め労働者の適正な労働条件の確保を図るために、監督指導を実施している。

また、通常の事業場と運輸交通業の監督指導件数及び労基法 32 条違反の件数は、以下の通りである。

2015 年定期監督等実施状況

	監督指導事業場数	うち労基法第 32 条違反 （労働時間）
全体	133,116	27,581

運輸交通業	5,830	2,701
-------	-------	-------

さらに、年間総実労働時間は近年減少傾向で推移しており、2008 年以降は 1,800 時間を下回り、2015 年は 1,734 時間となっている。しかし、パートタイム労働者の総実労働時間については減少傾向にあり、2015 年は 1,068 時間であるところ、パートタイム労働者以外の一般労働者については 2,000 時間前後で推移している。

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び「労働時間見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」に基づき、引き続き、労働時間等の見直しを図るために労使間の話合いの機会を整備すること、年次有給休暇の計画的付与制度の導入等により休暇を取得しやすい環境を整備すること、所定外労働の削減を図ること等の周知に努めることにより、労働時間等の設定の改善を推進しているところである。

一般職の国家公務員については、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除又は制限の仕組み（人事院規則 10—11 第 9 条、10 条及び第 13 条）がある。

地方公務員については、1999 年 1 月 28 日付けの「職員の勤務時間・休暇等に関する条例（案）」の改正において、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、任命権者は、公務の正常の運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならないこととした（同条例（案）第 10 条の 4 第 1 項。1999 年 4 月 1 日から施行）。

さらに、以上について、同条例（案）第 17 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員に、準用することにした。（同条例（案）第 10 条の 4 第 4 項。1999 年 4 月 1 日から施行）。

地方公務員については、1999 年 1 月 28 日付けの「職員の勤務時間・休暇等に関する条例（案）」の改正において、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、任命権者は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める日から起算して 1 年を経過する日までの間において 360 時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が 1 年に満たないため、1 年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）を超えて、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならないこととした（同条例（案）第 10 条の 2 第 2 項。1999 年 4 月 1 日から施行。）

さらに、以上について、同条例（案）第 17 条第 1 項に規定する日常生活を営

むのに支障がある者を介護する職員に、準用することした（同条例（案）第10条の2第3項。）

（5）第8条 雇用の終了

2014年に都道府県労働局に寄せられた妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する労働者からの相談は、3,591件で年々増加している。厚生労働省では、妊娠・出産、育児休業等を理由として不利益取扱いが行われたと判断される場合には、厳正に指導を行い、是正を図っている。

この点について、妊娠・出産、育児休業等を理由とした不利益取扱いについては、これまでの行政指導の場面では、妊娠・出産、育児休業等を「理由として」なされた不利益取扱いであるか否かについて労働者と事業主の主張が異なり、法的判断が難しいケースがあったところ、2014年の最高裁判決を踏まえ、2015年1月に「改正雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇確保に関する法律施行について」及び「育児休業・介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について」（雇児発0123第1号平成27年1月23日）を発出し、妊娠・出産・育児休業等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いが行われた場合は、原則として法違反と判断し、指導することを明確化している。また、この点を含め、妊娠・出産、育児休業等を理由とした不利益取扱いについては、2015年6月に政府広報を行ったほか、継続的に労働者や事業主に広く周知を行っているところである。

〔2012年条約勧告適用専門家委員会ダイレトリクエスト〕

（1）条約第3条 国の政策

（a）次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法により、従業員101人以上の事業主は、従業員の仕事と育児との両立を図りやすい雇用環境の整備等に関する行動計画を策定し、その旨を届け出ること及び当該行動計画の公表と従業員への周知を義務づけられている（100人以下は努力義務）（同法第12条）。政府としては、行動計画に盛り込まれている目標等の内容に関する情報とあわせ、広報資料を作成・配布し、重点的に周知を図っている。また、行動計画の届け出企業数は、2016年3月末時点で101人以上の企業が63,782社となっている。

（b）「日本再生戦略」「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「部会」という。）を開催した。部会においては、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて、2015年8月以降、有識者・企業ヒアリング、企業調査等を行い、精力的に議論を重ね、報告書を取りまとめた。枠組みの実行

のため、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が「すべての女性が輝く社会づくり本部」において決定された。

仕事と家庭の両立支援の促進と両立できる環境の整備の一環として、企業において育児・介護休業法に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、法の周知・徹底を図っている。周知活動の一環として、仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」や仕事と育児の両立を支援する企業や経営者を表彰し、男性の育児休業取得促進する「イクメンプロジェクト」などを実施している。

また、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対し、事業所内保育施設の設置・運営に対する助成措置、男性労働者の育児休業取得を推進し新たに取得者が生じた事業主に対する助成措置、仕事と介護の両立の推進に関する取組を行った事業主に対する助成措置、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対する助成措置、及び育児休業の円滑な取得及び職場復帰のためのプランを策定・実施する事業主に対する助成措置を講じている。なお、年次有給休暇についても、労使に対して、取得促進に向けた周知等の取組を行っている。

次世代育成支援対策の推進としては、2014 年度末までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法を改正し、有効期限の 10 年間の延長、新たな認定（「プラチナくるみん」認定）制度の創設等を行った。それに加え、多くの企業が認定を目指して取組を行うよう、くるみんマークや新たに創設されたプラチナくるみんマークの周知・啓発を図っている。

なお、育児・介護休業法については、介護休業の分割取得や育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚からの嫌がらせを防止する措置を事業主に義務付けること等を内容とする改正法案が 2016 年 3 月 29 日に成立したところであり、今後は改正法の着実な施行に取り組んでいく。

（２）第４条 休業取得権利

2014 年 4 月より、育児休業給付の給付率を休業開始後 6 か月につき、賃金の 50%から 67%へと引き上げた。また、2016 年 8 月より、介護休業給付の給付率を賃金の 40%から 67%へと引き上げる。

男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に、毎年、雇用均等基本調査を行っており、調査の結果は、厚生労働省のホームページにて公表している。

2014 年度調査によると、育児休業取得率（分母：調査前年度 1 年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した数）、分子：出産者のうち調査時点までに育児休業を開始した者（開始の申し出をしている者を含む）の数）は男性 2.30%、女性 86.6%となっている。また、子の看護休暇取得者割合割合（分母：小学校就学前までの子を持つ労働者数、分子：子の看護休暇取得者数）は、男性 5.2%、女性 25.3%となっている。

(3) 第5条 保育・ファミリーサービス及び施設

待機児童については、第4条(b)のとおり。

急な残業の際など、既存の体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズ等に対応するため、地域における育児や介護に関する相互援助活動を組織化する事業として子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、児童福祉法第6条の3第14項)を行っている。サービスの提供は、全国769か所(2015年3月31日時点)で増加している。

(4) 第6条 家族的責任の分担に関する教育

2010年から男性の育児休業取得促進を目的として「イクメンプロジェクト」を展開、仕事と育児の両立を支援する企業や経営者を表彰し、男性の育児休業取得に関する社会的な気運の情勢を図るとともに、公式サイトを通じて企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報や好事例を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図っている。

(5) 報告書のⅢからⅤ

質問Ⅲ以下参照。

3. 質問Ⅲについて

1997・1999年、2001年報告中、

「2 雇用対策法、職業安定法、雇用保険法は厚生労働省が所管しており、厚生労働省に職業安定局、第一線機関である公共職業安定所が設置され(厚生労働省設置法第23条)、都道府県労働局職業安定部を通じて、所掌事務が行われている。

職業安定局長は厚生労働大臣、都道府県知事、都道府県労働局長は厚生労働大臣及び職業安定局長、公共職業安定局長は都道府県知事、都道府県労働局長の監督をそれぞれ受ける。」

を

「2 雇用対策法、職業安定法、雇用保険法は厚生労働省が所管しており、中央に厚生労働省職業安定局、その下部組織として都道府県労働局及び公共職業安定所が設置されている(厚生労働省設置法第21条及び第23条)。

職業安定局長は厚生労働大臣、都道府県労働局長は職業安定局長、公共職業安定所長は都道府県労働局長の指揮監督をそれぞれ受ける(職業安定法第6条、第7条及び第8条)。」

に

「3 労働基準法等の施行のために、厚生労働省に労働基準局、各都道府県に都道府県労働基準局、各都道府県管内に労働基準監督署が置かれており、それぞれに労働基準監督官が配置されている(労働基準法第97条、厚生労働省設置法第21条、第22条)。」

を

「3 労働基準法等の施行のために、厚生労働省に労働基準局、各都道府県に都道府県労働局、各都道府県管内に労働基準監督署が置かれており、それぞれに労

働基準監督官が配置されている（労働基準法第 97 条、厚生労働省設置法第 21 条、第 22 条）。」

に改める。

「4 職業能力開発に関する法令等の適用は、厚生労働省が所掌している。

これらに法令等に基づく職業能力開発に係る事務は厚生労働省職業能力開発局及び都道府県に置かれている職業能力開発主管課が担当している。」

を

「4 職業能力開発に関する法令等の適用は、厚生労働省が所掌している。

これらの法令等に基づく職業能力開発に係る事務は厚生労働省職業能力開発局及び都道府県労働局の地方訓練受講者支援課室（厚生労働省設置法第 21 条）並びに各都道府県に置かれている職業能力開発主管課が担当している。」

に改める。

1997・1999・2006 年の報告中、

「5 健康保険法、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者自立支援法、厚生年金保険法、船員保険法、知的障害者福祉法及び労働福祉法は厚生労働省が所管している。」

を

「5 健康保険法、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法、厚生年金保険法、船員保険法、知的障害者福祉法及び老人福祉法は厚生労働省が所管している。」

に改める。

1997・1999・2011 年の報告 7 中、

「なお、国家公務員育児休業法により、育児休業及び育児短時間勤務の承認は各任命権者（国家公務員法第 55 条第 1 項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委託を受けた者をいう。）、育児時間の承認は各省各庁の長（前述）が行っている（国家公務員育児休業法第 3 条、第 26 条）。」

を

「なお、国家公務員育児休業法により、育児休業及び育児短時間勤務の承認は各任命権者（国家公務員法第 55 条第 1 項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委託を受けた者をいう。）、育児時間の承認は各省各庁の長（前述）が行っている（国家公務員育児休業法第 3 条、第 12 条、第 26 条）。」

に改める。

1997・1999 年報告 8 中

「地方公務員法の身分保障に関する規定については、各地方公共団体が実施の責めを負うとともに、自治省は各地方公共団体の人事行政について協力及び技術的助言をすることができる。」

を

「地方公務員法の身分保障に関する規定については、各地方公共団体が実施の責

めを負うとともに、総務省は各地方公共団体の人事行政について協力及び技術的助言をすることができる。」

1997・1999・2011年報告11中

「介護休暇の承認などの事務の運営については、最高裁判所が行っている。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の介護休暇については、「裁判所職員臨時措置法」及び「裁判所職員に関する臨時措置規則」の規定により「国家公務員の育児休業等に関する法律一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び人事院規則が準用されている。」

を

「介護休暇の承認などの事務の運営については、最高裁判所が行っている。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の介護休暇については、「裁判所職員臨時措置法」及び「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則」の規定により「国家公務員の育児休業等に関する法律一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び人事院規則が準用されている。」

に改める。

2011年報告中の、

「都道府県労働局長は労働者と事業主との間の紛争に関し、当事者から援助を求められた場合には、必要な助言、指導または勧告をすることができる（同法第52条の4）。」

の後に

「なお、2014年に都道府県労働局に寄せられた妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する労働者からの相談は、3,591件で年々増加している。厚生労働省では、妊娠・出産、育児休業等を理由として不利益取扱いが行われたと判断される場合には、厳正に指導を行い、是正を図っている。2014年度において、育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決援助について240件の申立があり、同年度中に援助を終了した240件のうち都道府県労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、179件が解決した。また、同年度中、育児・介護休業法第52条の5に基づく調停について、8件の申請があり、調停案の受諾勧告を行った結果、そのうち3件については両当事者による勧告の受け入れにより解決した。」

を追記する。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会
(労働者団体) 日本労働組合総連合会

ILO第156号条約年次報告添付資料

- 別紙1： 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）
- 別紙2： 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（略）
- 別紙3： 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）
- 別紙4： 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則（平成27年内閣府令第51号）
- 別紙5： 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）（略）
- 別紙6： 事業主行動計画策定指針（平成27年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第1号）（略）
- 別紙7： 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（抄）
- 別紙8： 船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成13年運輸省令第36号）
- 別紙9： 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則（平成28年最高裁判所規則第3号）

※今回のILO懇談会の配布資料としては、別紙1及び別紙7に掲げる2つの法律については、全文では分量が多いため、関係部分のみの抜粋版を添付しています。ILOへの送付する際には、上記の2法律についても、全文を送付することとしています。

介護保険法（抄）（平成9年年法律第123号）

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4～6 （略）

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 （略）

9 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

10～23 （略）

24 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型

サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

25・26 （略）

27 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令
(平成 27 年政令第 318 号)

内閣は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項 及び第二十条第一項 の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定事業主等）

第一条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項 の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

各議院事務局の事務総長	各議院事務局の職員
各議院法制局の法制局長	各議院法制局の職員
国立国会図書館長	国立国会図書館の職員
裁判官弾劾裁判所事務局の事務局長	裁判官弾劾裁判所事務局の職員
裁判官訴追委員会事務局の事務局長	裁判官訴追委員会事務局の職員
内閣総理大臣	内閣官房及び内閣府本府の職員
内閣法制局長官	内閣法制局の職員
各省大臣	各省の職員（中央労働委員会以外の各外局の職員を除く。）
会計検査院長	会計検査院の職員
人事院総裁	人事院の職員
宮内庁長官	宮内庁の職員
国家公安委員会及び中央労働委員会以外の各外局の長	国家公安委員会及び中央労働委員会以外の各外局の職員
警察庁長官	警察庁の職員
最高裁判所事務総長	裁判所の職員
地方公共団体の教育委員会	地方公共団体の教育委員会が任命する職員
警視総監又は道府県警察本部長	都道府県警察の職員

- 2 前項に規定するもののほか、法第十五条第一項 の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

(法第二十条第一項 の政令で定める法人)

第二条 法第二十条第一項 の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項 に規定する国立大学法人及び同条第三項 に規定する大学共同利用機関法人
- 三 日本司法支援センター
- 四 日本私立学校振興・共済事業団
- 五 日本年金機構及び日本中央競馬会

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則
(平成 27 年内閣府令第 51 号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十八条第三項 及び第二十三条第五項 の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第十八条第三項の内閣府令で定める者）

第一条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十八条第三項 の内閣府令で定める者は、同条第二項 に規定する業務に係る事務を適切、公正かつ中立に実施することができる法人であって、女性の職業生活における活躍の推進に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項 の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他地方公共団体が適当と認めるものとする。

（協議会の公表）

第二条 法第二十三条第五項 の規定による公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（抄）

（介護休業手当金）

第六十八条の三 組合員が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員（同法第二十三条の規定の適用を受ける組合員を除く。）については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条において「介護休業」という。）により勤務に服することができない場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

- 2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して三月を超えない期間とする。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。
- 4 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年運輸省令第36号）

育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第十六条の規定により読み替えて適用される同法第二条、第三条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項、第六条第二項第一号、第八条第一項第三号及び第二項、第十条、第十二条第三項並びに第十五条の規定に基づき、船員に関する育児休業等に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第三号の国土交通省令で定める期間）

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第三号の国土交通省令で定める期間は、二週間以上とする。

（法第二条第四号の国土交通省令で定める者）

第二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第四号の国土交通省令で定める者は、船員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

（法第二条第五号の国土交通省令で定める親族）

第三条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第五号の国土交通省令で定める親族は、同居の親族（対象家族（同条第四号の対象家族をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

（法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第四条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項の申出をした船員について船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しない期間（以下この号及び第二十条第一号において「就業制限期間」という。）が始まったことにより法第九条第一項の育児休業期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であって、当該就業制限期間又は当該就業制限期間中に出生した子に係る育児休業期間が終了する日までに、胎児又は当該子のすべてが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 死体で生まれたとき又は死亡したとき。

ロ 養子となったことその他の事情により当該船員と同居しないこととなったとき。

二 法第五条第一項の申出をした船員について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子のすべてが、前号イ又はロのいずれかに該当するに至ったとき。

- 三 法第五条第一項の申出をした船員について法第十五条第一項の介護休業期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出（法第十一条第三項の介護休業申出をいう。以下同じ。）をした船員との親族関係が消滅するに至ったとき。
- 四 法第五条第一項の申出に係る子の親である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。
- 五 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第一項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- 六 婚姻の解消その他の事情により第四号に規定する配偶者が法第五条第一項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- 七 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 八 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな
- （法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）
- 第四条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 法第五条第三項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望して申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（法第五条第一項第二号の一歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間において、当面その実施が行われな
- 二 常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者であって、当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
- イ 死亡したとき。
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第三項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ハ 婚姻の解消その他の事情により法第五条第三項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。
- （育児休業申出の方法等）
- 第五条 法第五条第四項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第五項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。
- 一 育児休業申出の年月日

- 二 育児休業申出をする船員の氏名
- 三 育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、当該育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の船員との続柄）
- 四 育児休業申出に係る法第五条第四項 の育児休業開始予定日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び同項 の育児休業終了予定日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日
- 五 育児休業申出をする船員が当該育児休業申出に係る子でない子であって一歳に満たないものを有する場合にあっては、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄
- 六 育児休業申出に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日
- 七 第四条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
- 八 法第五条第三項 の申出をする場合であって、当該申出に係る子の親である配偶者が当該子の一歳到達日において育児休業をしているときは、その事実
- 九 法第五条第三項 の申出をする場合にあっては、前条各号のいずれかに該当する事実
- 十 第九条各号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該事由に係る事実
- 十一 第十七条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
- 十二 法第九条の二第一項 の規定により読み替えて適用する法第五条第一項 の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該船員の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実
- 2 前項の育児休業申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号、第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。
 - 一 書面を提出する方法
 - 二 ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
 - 三 電子メールを送信する方法（船員及び事業主が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に情報を送信する方法（船員及び事業主が当該情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 3 次の各号に掲げる方法により行われた育児休業申出及び通知は、それぞれ当該各号に定める機器により受信した時に事業主に到達したものとみなす。
 - 一 前項第二号の方法 事業主の使用に係るファクシミリ装置
 - 二 前項第三号及び第四号の方法 事業主の使用に係る通信端末機器
- 4 事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を船員に通知しなければならない。
 - 一 育児休業申出を受けた旨

- 二 育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び育児休業終了予定日
- 三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
- 5 前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）により行わなければならない。
 - 一 書面を交付する方法
 - 二 ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
 - 三 電子メールを送信する方法（当該船員が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 6 次の各号に掲げる方法により行われた通知は、それぞれ当該各号に定める機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。
 - 一 前項第二号の方法 船員の使用に係るファクシミリ装置
 - 二 前項第三号の方法 船員の使用に係る通信端末機器
- 7 事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした船員に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第五項に規定する場合は、この限りでない。
- 8 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、当該育児休業申出をした船員は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該船員に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第六条 削除

（法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者）

第七条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、育児休業申出があった日から起算して一年（法第五条第三項の申出にあっては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者とする。

第八条 削除

（法第六条第三項の国土交通省令で定める事由）

第九条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 出産予定日前に子が出生したこと。
- 二 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- 三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- 四 第二号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
- 五 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

(法第六条第三項の国土交通省令で定める日)

第十条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第三項の国土交通省令で定める日は、育児休業申出があった日の翌日から起算して一週間を経過する日とする。

(育児休業開始予定日の変更の申出)

第十一条 法第七条第一項の育児休業開始予定日の変更の申出（以下この条及び第十三条において「開始予定日変更申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

- 一 開始予定日変更申出の年月日
- 二 開始予定日変更申出をする船員の氏名
- 三 変更後の育児休業開始予定日
- 四 変更の申出をすることとなった事由に係る事実

2 第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）の規定は、開始予定日変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定）」とあるのは「変更後の育児休業開始予定日（法第七条第二項の規定）」と、「育児休業終了予定日」とあるのは「育児休業終了予定日（法第七条第三項の規定により育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日）」と読み替えるものとする。

3 事業主は、第一項の開始予定日変更申出があったときは、当該開始予定日変更申出をした船員に対して、同項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第七条第二項の国土交通省令で定める期間)

第十二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条第二項の国土交通省令で定める期間は、一週間とする。

(法第七条第二項の指定)

第十三条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条第二項の指定は、開始予定日変更申出があった後、速やかに、育児休業開始予定日として指定する日を記載した書面により開始予定日変更申出をした船員に通知することによって行わなければならない。

(法第七条第三項の国土交通省令で定める日)

第十四条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条第三項の国土交通省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の一月前（法第五条第三項の申出にあっては二週間前）の日とする。

(育児休業終了予定日の変更の申出)

第十五条 法第七条第三項の育児休業終了予定日の変更の申出（以下この条において「終了予定日変更申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

- 一 終了予定日変更申出の年月日

二 終了予定日変更申出をする船員の氏名

三 変更後の育児休業終了予定日

2 第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）の規定は、終了予定日変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該指定する日）」とあるのは「（法第六条第三項 又は法第七条第二項 の規定により指定をした場合にあっては当該指定した日、同条第一項 の規定により変更された場合にあってはその変更後の育児休業開始予定日）」と、「育児休業終了予定日」とあるのは「変更後の育児休業終了予定日」と読み替えるものとする。

（育児休業申出の撤回）

第十六条 法第八条第一項 の育児休業申出の撤回は、その旨及びその年月日を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

2 第五条第二項から第六項まで（第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の撤回について準用する。

（法第八条第二項 の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十七条 法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第八条第二項 の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき。
- 二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- 三 婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。
- 四 法第五条第一項 の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 五 法第五条第一項 の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われなとき。

（法第八条第三項 の国土交通省令で定める事由）

第十八条 法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第八条第三項 の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出に係る子の死亡
- 二 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
- 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした船員と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 育児休業申出をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳（法第五条第三項 の申出に係る子にあっては、一歳六か月）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
- 五 法第九条の二第一項 の規定により読み替えて適用する法第五条第一項 の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において船員の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日と

された日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

（法第九条第二項第一号 の国土交通省令で定める事由）

第十九条 前条の規定（第五号を除く。）は、法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第九条第二項第一号 の国土交通省令で定める事由について準用する。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読み替え）

第十九条の二 法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第九条の二第一項 の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定 中読み替 える規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第五条第 二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第 四項	第一項	第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第 五項	第二項、第三 項ただし書及 び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第 二項	前条第一項及 び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第 三項	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第 四項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第五項	前条第五項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第	第五条第一項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替

一 項		えて適用する場合を含む。)
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第七条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第八条第一項	第六条第三項	第六条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	前条第二項	前条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	同条第一項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第八条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	第五条第一項及び第三項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第九条第二項	前項	前項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第九条の三	第五条第三項	第五条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	第五条第一項	第五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十二条第二項	第六条第一項ただし書及び第二項	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	同項	第六条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十二条第四項	前二項	前二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十六条	第六条第一項	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項

の三第二 項及び第 十六條の 六第二項	ただし書及び 第二項	の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	前条第一項及 び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十四 条第一項	第五条第三項	第五条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十六 條の二	第十二条第二 項、第十六條 の三第二項及 び第十六條の 六第二項	第十二条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六條の三第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六條の六第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十七 條	第五条第二項	第五条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十二条第二 項、第十六條 の三第二項及 び第十六條の 六第二項	第十二条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六條の三第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六條の六第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第三項、第七 條第二項	第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七條第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第八條第二項	第八條第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

- 2 船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四 條	第五条第二項	第五条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

	前号に規定する	前号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する
	第四号	第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四条の二	第五条第三項の申出	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申出
第五条第一項	第五条第四項	第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第五項	法第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	及び第四号	及び第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	法第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	一歳	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては、一歳二か月）
	第四条各号	第四条各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	当該子の一歳到達日	当該子の一歳到達日（当該配偶者が法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定によりした申出に係る法第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）
	前条各号	前条各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第九条各号	第九条第一号から第四号まで、第五号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十七条各号	第十七条第一号から第三号まで、第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

		及び第五号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五 条第 二項	前項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第八項	第八項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五 条第 四項	第一項	第一項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五 条第 五項	前項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五 条第 七項	第一項	第一項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項第七号から第十二号まで	第一項第七号から第十一号まで（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号
	第五条第五項	第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七 条	第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九 条	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十 条	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十 一条 第一 項	第七条第一項	第七条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	この条及び第十三条	この条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十三条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十 一条 第二	第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第三号を除く。）（第十九条の二第二項の規定により読み替え

項	く。)の規定	て適用する場合を含む。)、第五項(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第六項の規定
	同条第四項第二号	第五条第四項第二号(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
	第六条第三項	第六条第三項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
	第七条第二項	第七条第二項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
第十一条第三項	第一項	第一項(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
	同項第四号	第一項第四号
第十二条	第七条第二項	第七条第二項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
第十三条	第七条第二項	第七条第二項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
第十四条	第五条第三項	第五条第三項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
第十五条第二項	第五条第二項から第六項まで(第四項第三号を除く。))の規定	第五条第二項(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第三項、第四項(第三号を除く。))(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五項(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第六項の規定
	同条第四項第二号	第五条第四項第二号(第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
	第六条第三項	第六条第三項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
	第七条第二項	第七条第二項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
	同条第一項	法第七条第一項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
第十六条第一項	第八条第一項	第八条第一項(法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))

第十六条第二項	第五条第二項から第六項まで（第四項第二号及び第三号を除く。）の規定	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二号及び第三号を除く。）、第五項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項の規定
	前項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条	第八条第二項	第八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条	一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月）	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳六か月）
第十九条	前条	前条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十一条第二項	第五条第二項から第六項までの規定	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項の規定
	同条第四項第二号	第五条第四項第二号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十二条	第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条	第十五条	第十五条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十六条	第十六条	第十六条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

(法第十一条第二項第一号 の国土交通省令で定める特別の事情がある場合)

第二十条 法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十一条第二項第一号 の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- 一 介護休業申出をした船員について就業制限期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該就業制限期間又は当該就業制限期間中に出生した子に係る育児休業期間が終了する日までに、胎児又は当該子のすべてが、第四条第一号イ又はロのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 介護休業申出をした船員について新たな介護休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該新期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした船員との親族関係が消滅するに至ったとき。
- 三 介護休業申出をした船員について育児休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該育児休業期間が終了する日までに、当該育児休業期間の休業に係る子のすべてが、第四条第一号イ又はロのいずれかに該当するに至ったとき。

(法第十一条第二項第二号 ロの国土交通省令で定めるもの)

第二十条の二 法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十一条第二項第二号 ロの国土交通省令で定めるものは、第三十二条第三項各号に掲げる措置であって事業主が法第十一条第二項第二号 ロの国土交通省令で定めるものとして措置を講ずる旨及び当該措置の初日を当該措置の対象となる船員に明示したものとする。

(介護休業申出の方法等)

第二十一条 介護休業申出は、次に掲げる事項（法第十一条第四項 に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第六号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

- 一 介護休業申出の年月日
- 二 介護休業申出をする船員の氏名
- 三 介護休業申出に係る対象家族の氏名及び前号の船員との続柄
- 四 介護休業申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第二号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- 五 介護休業申出に係る対象家族が要介護状態（法第二条第三号 の要介護状態をいう。）にある事実
- 六 介護休業申出に係る法第十一条第三項 の介護休業開始予定日及び同項 の介護休業終了予定日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日
- 七 介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数（法第十一条第二項第二号 の介護休業等日数をいう。第二十七条第三号において同じ。）

八 第二十条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実

2 第五条第二項から第六項までの規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、第一項の介護休業申出があったときは、当該介護休業申出をした船員に対して、同項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第十一条第四項に規定する場合は、この限りでない。

(法第十二条第二項において準用する法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者)

第二十二條 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十二条第二項において準用する法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、介護休業申出があった日から起算して九十三日以内に雇用関係が終了することが明らかな船員とする。

第二十三條 削除

(法第十三条において準用する法第七条第三項の国土交通省令で定める日)

第二十四條 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十三条において準用する法第七条第三項の国土交通省令で定める日は、介護休業申出において介護休業終了予定日とされた日の二週間前の日とする。

(介護休業終了予定日の変更の申出)

第二十五條 第十五条の規定は、法第十三条において準用する法第七条第三項の介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

(介護休業申出の撤回)

第二十六條 第十六条の規定は、法第十四条第一項の介護休業申出の撤回について準用する。

(法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の国土交通省令で定める事由)

第二十七條 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 介護休業申出に係る対象家族の死亡

二 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る対象家族と当該介護休業申出をした船員との親族関係の消滅

三 介護休業申出をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数が九十三日に達する日までの間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第十五条第三項第一号の国土交通省令で定める事由)

第二十八條 前条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十五条第三項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

(法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める当該子の世話)

第二十八条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の疾病の予防を図るために必要なものとして国土交通省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

(子の看護休暇の申出の方法等)

第二十八条の三 法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

- 一 看護休暇申出をする船員の氏名
 - 二 看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日
 - 三 子の看護休暇を取得する年月日
 - 四 看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる旨
- 2 事業主は、看護休暇申出があったときは、当該看護休暇申出をした船員に対して、前項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話)

第二十八条の四 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

- 一 要介護状態にある対象家族（以下この条において「対象家族」という。）の介護
- 二 対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族が必要とする世話

(介護休暇の申出の方法等)

第二十九条 法第十六条の五第一項の申出（以下この条において「介護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

- 一 介護休暇申出をする船員の氏名
- 二 介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び前号の船員との続柄
- 三 介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第一号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実

四 介護休暇を取得する年月日

五 介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

- 2 事業主は、介護休暇申出があったときは、当該介護休暇申出をした船員に対して、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める者)

第二十九条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、同項の規定による請求に係

る子の十六歳以上の同居の家族（法第二条第五号の家族をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第十九条第一項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。
- 三 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

（法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者）

第二十九条の三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項第三号の国土交通省令で定める者は、所定労働時間の全部が深夜にある者とする。

（法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

第二十九条の四 法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする船員の氏名
- 三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあっては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の船員との続柄）
- 四 請求に係る制限期間（法第十九条第二項の制限期間をいう。以下同じ。）の初日及び末日とする日
- 五 請求に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日
- 六 第二十九条の二の者がいない事実

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の請求及び第四項の通知について準用する。

3 事業主は、第一項の請求があったときは、当該請求をした船員に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

4 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした船員は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該船員に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由）

第二十九条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る子の死亡
- 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
- 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした船員と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 請求をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

（法第十九条第四項第一号 の国土交通省令で定める事由）

第二十九条の六 前条の規定は、法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項第一号 の国土交通省令で定める事由について準用する。

（法第二十条第一項 において準用する法第十九条第一項第二号 の国土交通省令で定める者）

第二十九条の七 第二十九条の二の規定は、法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項 において準用する法第十九条第一項第二号 の国土交通省令で定める者について準用する。この場合において、第二十九条の二中「子の」とあるのは「対象家族の」と、同条第二号中「子を」とあるのは「対象家族を」と、「保育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

（法第二十条第一項 において準用する法第十九条第一項第三号 の国土交通省令で定める者）

第二十九条の八 第二十九条の三の規定は、法第六十条第二項 の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項 において準用する法第十九条第一項第三号 の国土交通省令で定める者について準用する。

（法第二十条第一項 において準用する法第十九条第一項 の規定による請求の方法等）

第二十九条の九 法第二十条第一項 において準用する法第十九条第一項 の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする船員の氏名
- 三 請求に係る対象家族の氏名及び前号の船員との続柄
- 四 請求に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第二号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- 五 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実
- 六 請求に係る制限期間の初日及び末日とする日
- 七 第二十九条の七において準用する第二十九条の二の者がいない事実
- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知について準用する。
- 3 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした船員に対して、同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第二十条第一項 において準用する法第十九条第三項 の国土交通省令で定める事由）

第二十九条の十 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項において準用する法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る対象家族の死亡
- 二 離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした船員との親族関係の消滅
- 三 請求をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第二十条第一項において準用する法第十九条第四項第一号の国土交通省令で定める事由)

第二十九条の十一 前条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項において準用する法第十九条第四項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

(法第二十一条第一項第三号の国土交通省令で定める事項)

第三十条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条第二項第一号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した船員及び法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した船員の労務の提供の開始時期に関すること。
- 二 船員が育児休業期間及び介護休業期間中に負担すべき社会保険料を事業主に支払う方法に関すること。

(法第二十一条第二項の取扱いの明示)

第三十一条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後、速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした船員に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

(法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者)

第三十一条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が六時間以下の船員とする。

(法第二十三条の所定労働時間の短縮等の措置)

第三十二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

2 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

- 一 船員（日々雇用される者以外の者であって、その三歳に満たない子を養育するもののうち育児休業をしないもの及び育児休業に関する制度に準ずる措置を受けないものに限る。以下この項において同じ。）の申出に基づき適用する短

期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

二 船員の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

3 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一 船員（日々雇用される者以外の者であって、その要介護状態にある対象家族を介護するもの。以下この項において同じ。）の申出に基づき適用する船舶の停泊中における所定労働時間の短縮の制度その他これに準ずる制度を設けること。

二 船員の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

三 船員が当該船員に代わって対象家族を介護するサービスを就業中に利用するために負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。
（職業家庭両立推進者の選任）

第三十三条 事業主は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を職業家庭両立推進者として選任するものとする。

（準用）

第三十四条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）第五条から第十三条までの規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同令第五条第一項中「第七条及び第十四条」とあるのは「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「船員育児・介護休業法施行規則」という。）第三十四条において準用する第七条」と、「法第三十一条第三項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六十条第三項において準用する法第三十一条第三項」と、「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、同項及び同令第六条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第七条中「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、同令第九条第一項中「法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第六十条第三項において準用する法第二十条第一項」と、「という。）は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭者」とあるのは「という。）」と、同条第三項中「当該出頭者（法第二十条第一項の規定による出頭を求められた

者に限る。）」とあるのは「当該出頭者」と、同令第十条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十一条中「第六条第一項及び第二項」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する第六条第一項及び第二項」と、「第九条」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する第九条」と、同令第十二条第一項中「法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第六十条第三項において準用する法第二十一条」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第三十五条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十六条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行うものとする。

附 則

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年九月二八日運輸省令第五三号）

この省令は、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。

附 則 （平成七年九月二九日運輸省令第五四号）

この省令は、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に定める規定の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年三月二三日運輸省令第一〇号）

この省令は、公布の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年一月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年一月一六日国土交通省令第一四〇号）

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十八号）の施行の日（平成十三年十一月十六日）から施行する。

附 則 （平成一四年三月二七日国土交通省令第二八号）

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に定める規定の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成一七年三月二九日国土交通省令第二二号）

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二二年三月三一日国土交通省令第一三号）

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二二年六月二九日国土交通省令第三八号）

第一条 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。

（常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置）

第二条 この省令の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、平成二十四年六月三十日までの間、この省令による改正後の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第二十八条の四、第二十九条、第三十一条の二及び第三十二条の規定は、適用しない。この場合において、この省令による改正前の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十二条の規定は、なおその効力を有する。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則 (平成 28 年最高裁判所規則第 3 号)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間、休日、休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する事項については、その性質に反しない限り、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に掲げる国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の規定に基づく人事院規則の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間に関する規則の廃止）
- 2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間に関する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第一号）は、廃止する。